

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 103)

適格分割等が行われた場合の外国税額の控除に係る繰越控除限度額等の計算の特例に関する届出書

※整理番号 _____

※課税/非課税 _____

平成 年 月 日

税務署長殿
下記のとおり届け出ます。

提出法人 単体法人
 法人税法第69条第6項
 連結親法人
 法人税法第81条の15第6項

分割法人等の法人名 _____
分割法人等の納税地 〒 _____
分割法人等の代表者氏名 _____

適格分割等の日 平成 年 月 日

連 結 子 法 人 (フリガナ) _____
法 人 名 _____
本店又は主たる事務所の所在地 〒 _____ (局 署)
電話 () _____
(フリガナ) _____
代表者氏名 _____
事 業 種 目 _____

整理番号 _____
部 門 _____
決 算 期 _____
業 種 番 号 _____
整 理 簿 _____
回 付 先 親署 → 子署
 子署 → 調査課

(個 別) 国 外 所 得 金 額

(連結) 事業年度	各 (連結) 事業年度の国外所得金額	左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額
：	円	円
：		
：		

控 除 限 度 額 又 は 連 結 控 除 限 度 個 別 帰 属 額

(連結) 事業年度	区 分	各 (連結) 事業年度の控除限度額	左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額
・	国 税		円
・	道 府 県 民 税		
・	市 町 村 民 税		
・	国 税		
・	道 府 県 民 税		
・	市 町 村 民 税		
・	国 税		
・	道 府 県 民 税		
・	市 町 村 民 税		

(個 別) 控 除 対 象 外 国 法 人 税 の 額

(連結) 事業年度	各事業年度の控除対象外国法人税の額	左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額
：	円	円
：		
：		

添付書類(各欄の金額の明細書)

税 理 士 署 名 押 印 _____

※ 税 務 署 処 理 欄

部 門	決 算 期	業 種 番 号	整 理 簿	備 考
-----	-------	---------	-------	-----

15. 00 改正

(規格 A 4)

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 97)

外国税額の控除に係る適格組織再編成による控除限度額等の金額の引継ぎに関する届出書

※整理番号 _____

平成 年 月 日

税務署長殿
外国税額の控除に係る適格組織再編成による控除限度額等の金額の引継ぎについて、法人税法第69条第5項の規定により次のとおり届け出ます。

適格組織再編成の日 平成 年 月 日

国 外 所 得 金 額

事業年度	各事業年度の国外所得金額	左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額
：	円	円
：		
：		

控 除 限 度 額

事業年度	区 分	各事業年度の控除限度額	左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額	左のうちないものとみなされる金額	控除限度額に含まれるものとされる金額
・	国 税		円	円	円
・	道 府 県 民 税				
・	市 町 村 民 税				
・	国 税				
・	道 府 県 民 税				
・	市 町 村 民 税				
・	国 税				
・	道 府 県 民 税				
・	市 町 村 民 税				

控 除 対 象 外 国 法 人 税 の 額

事業年度	各事業年度の控除対象外国法人税の額	左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額	左のうちないものとみなされる金額	控除対象外国法人税の額に含まれるものとされる金額
：	円	円	円	円
：				
：				

添付書類(各欄の金額の明細等)

税 理 士 署 名 押 印 _____

※ 税 務 署 処 理 欄

部 門	決 算 期	業 種 番 号	整 理 簿	備 考
-----	-------	---------	-------	-----

14-07

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 103)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等が行われた場合の外国税額の控除に係る繰越控除限度額等の計算の特例に関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。）により分割法人等（分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいいます。以下同じ。）から事業の全部又は一部の移転を受けた場合において、<u>法人税法第69条第5項の規定の適用を受けることについて、同条第69条第6項の規定により届け出る場合又は同法第81条の15第5項の規定の適用を受けることについて同条第6項の規定により届け出る場合に使用してください。</u></p> <p>2 この届出書は、<u>適格分割等の日以後3月以内（法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第145条の2第15項又は法令第155条の34第15項の規定の適用がある場合には4月以内）</u>に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にはレ印を付すとともに、届出者及び分割法人等の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「国外所得金額」の各欄</p> <p>イ 「事業年度」は、<u>分割前3年内事業年度又は分割等前3年内事業年度</u>を記載してください。「控除限度額」欄及び「控除対象外国法人税の額」欄の「事業年度」も同様に記載します。</p> <p>ロ 「各事業年度の国外所得金額」は、<u>分割法人等の各事業年度の国外所得金額又は各連結事業年度の個別所得金額</u>を記載してください。</p> <p>ハ 「左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額」は、<u>分割法人等の各事業年度の国外所得金額又は各連結事業年度の個別所得金額のうち、内国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額</u>を記載してください。</p> <p>(4) 「控除限度額」の各欄</p> <p>イ 「各事業年度の控除限度額」は、<u>分割法人等の分割前3年内事業年度又は分割等前3年内事業年度の控除限度額又は連結控除限度個別帰属額</u>を記載してください。</p> <p>ロ 「左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額」は、<u>分割法人等の分割前3年内事業年度又は分割等前3年内事業年度の控除限度額又は連結控除限度個別帰属額の控除限度額のうち、法令第145条の2第8項若しくは第9項《繰越控除限度額等》の規定により、内国法人若しくは連結法人の控除限度額とされる金額、又は法令第155条の34第8項若しくは第9項《繰越控除限度額等》の規定により連結法人の連結控除限度個別帰属額</u>を記載してください。</p> <p>(5) 「控除対象外国法人税の額」の各欄</p> <p>イ 「各事業年度の控除対象外国法人税の額」は、<u>分割法人等の分割前3年内事業年度又は分割等前3年内事業年度の控除対象外国法人税の額又は連結控除限度個別帰属額</u>を記載してください。</p> <p>ロ 「左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額」は、<u>分割法人等の分割前3年内事業年度又は分割等前3年内事業年度の控除対象外国法人税の額のうち、法令第145条の2第8項若しくは第9項《繰越控除限度額等》の規定により内国法人が移転を受けた事業に係る控除対象外国法人税の額とされる金額、又は法令第155条の34第8項若しくは第9項の規定により内国法人が移転を受けた事業に係る控除対象外国法人税の額とされる金額</u>を記載してください。</p> <p>4 この届出書には、各欄の金額の計算に関する明細のほか、参考となるべき事項がある場合にはそれを記載した書類を添付し、添付書類欄に記載してください。</p> <p>5 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p> <p>6 「※」欄は、記載しないでください。</p>	<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 97)</p> <p style="text-align: center;">外国税額の控除に係る適格組織再編成による控除限度額等の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、内国法人が適格組織再編成（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。）により被合併法人等（被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいいます。以下同じ。）から事業の全部又は一部の移転を受けた場合において、<u>被合併法人等における控除限度額又は控除対象外国法人税の額の引継ぎを受けることについて、法人税法第69条第5項の規定により届け出る場合に使用してください。</u></p> <p>2 この届出書は、<u>適格組織再編成の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。</u></p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「国外所得金額」の各欄</p> <p>イ 「事業年度」は、<u>内国法人の適格組織再編成の日</u>の属する事業年度開始の日前3年以内に終了した被合併法人等の各事業年度を記載してください。「控除限度額」欄及び「控除対象外国法人税の額」欄の「事業年度」も同様に記載します。</p> <p>ロ 「各事業年度の国外所得金額」は、<u>被合併法人等の各事業年度の国外所得金額</u>を記載してください。</p> <p>ハ 「左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額」は、<u>被合併法人等の各事業年度の国外所得金額のうち、内国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額</u>を記載してください。</p> <p>(2) 「控除限度額」の各欄</p> <p>イ 「各事業年度の控除限度額」は、<u>被合併法人等の各事業年度の控除限度額</u>を記載してください。</p> <p>ロ 「左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額」は、<u>被合併法人等の各事業年度の控除限度額のうち、法人税法施行令（以下「令」といいます。）第144条第7項《繰越控除限度額等》の規定により内国法人が移転を受けた事業に係る控除限度額とされる金額</u>を記載してください。</p> <p>ハ 「左のうちないものとみなされる金額」は、<u>令第144条第9項《繰越控除限度額等》の規定によりないものとみなされる金額</u>を記載してください。</p> <p>ニ 「控除限度額に含まれるものとされる金額」は、「左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額」欄の金額から「左のうちないものとみなされる金額」欄の金額を控除した金額を記載してください。</p> <p>(3) 「控除対象外国法人税の額」の各欄</p> <p>イ 「各事業年度の控除対象外国法人税の額」は、<u>被合併法人等の各事業年度の控除対象外国法人税の額</u>を記載してください。</p> <p>ロ 「左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額」は、<u>被合併法人等の各事業年度の控除対象外国法人税の額のうち、令第144条第7項《繰越控除限度額等》の規定により内国法人が移転を受けた事業に係る控除対象外国法人税の額とされる金額</u>を記載してください。</p> <p>ハ 「左のうちないものとみなされる金額」は、<u>令第145条第6項及び第7項《繰越控除対象外国法人税額等》の規定によりないものとみなされる金額</u>を記載してください。</p> <p>ニ 「控除対象外国法人税の額に含まれるものとされる金額」は、「左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額」欄の金額から「左のうちないものとみなされる金額」欄の金額を控除した金額を記載してください。</p> <p>4 この届出書には、各欄の金額の計算に関する明細のほか、参考となるべき事項がある場合にはそれを記載した書類を添付し、添付書類欄に記載してください。</p> <p>5 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p> <p>6 「※」欄は、記載しないでください。</p>